

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第67回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

令和4年3月1日（火）14：14～14：39

2 場所

広島高等裁判所第一会議室

3 出席者

（委員）宇川春彦、大迫唯志、田邊 誠（委員長）、永谷典雄、森信秀樹

（五十音順）（敬称略）

（庶務）永澤広島高裁総務課長、別府広島高裁総務課課長補佐

（説明者）高島広島高裁事務局長

4 議題(1) 経過の報告等

(2) 審議

令和4年下半期（令和4年10月から令和5年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務から、前回の第66回広島地域委員会以降の経過として、令和4年上半期（令和4年1月から同年9月まで）の再任（判事任命）候補者について、広島地域委員会に寄せられた情報を取りまとめて令和3年11月1日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告したこと、令和3年12月3日の第101回の中央委員会の審議結果の内容等が報告された。また、第102回の中央委員会を受けて、広島地域委員会に令和4年下半期（令和4年10月から令和5年1月まで）の

再任（判事任命）候補者についての情報収集依頼があったこと、本年４月に司法修習を終えて判事補任命を希望する司法修習第７４期の者について、広島地域委員会に指名の適否に関する特段の情報があれば、中央委員会は受け付ける旨、同委員会から通知があったことが報告された。

イ 庶務から、本日の審議資料について説明がされた。

(2) 審議

令和４年下半期（令和４年１０月から令和５年１月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

ア 広島地域委員会に関する再任（判事任命）候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、受付期間を令和４年５月２０日（金）までと定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書の内容については、前回と同様の内容とされた。

ウ 情報提供（情報受付の周知）の依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が広島地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を整え、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合には、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

オ 第１０１回中央委員会で再任（判事任命）の適否が審議された候補者に関する情報収集について、複数の弁護士会において、地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会内における周知の事務を失念し、遅

滞したという事態が明らかになったことを受けて、中央委員会委員長からの指示に基づき、広島地域委員会委員長から中国5県の各弁護士会に対し、注意喚起文書を発出することとされた。

(3) 今後の予定等

次回期日 令和4年6月7日（火）午後2時

(以上)